（航空管制運航情報官、航空管制通信官、航空管制官、航空管制技術官、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官）

第五十六条　管制保安部に、航空管制運航情報官（仙台空港事務所を除く。）、航空管制通信官（成田空港事務所に限る。）、航空管制官（新千歳空港事務所を除く。）、航空管制技術官、施設運用管理官（東京空港事務所及び那覇空港事務所を除く。）及び航空灯火・電気技術官を置く。

2　航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

一　管制情報処理システムによる国内航空通信の実施に関すること（空港出張所の所掌に属するものを除く。）。

（削る）

（削る）

（削る）

二　（略）

（航空管制運航情報官、航空管制通信官、航空管制官、航空管制技術官、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官）

第五十六条　管制保安部に、航空管制運航情報官（仙台空港事務所を除く。）、航空管制通信官（成田空港事務所に限る。）、航空管制官（新千歳空港事務所を除く。）、航空管制技術官、施設運用管理官（新千歳空港事務所、仙台空港事務所、成田空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所及び鹿児島空港事務所に限る。）及び航空灯火・電気技術官を置く。

2　航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空機の運航の監督に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所並びに航空管制官の所掌に属するものを除く。）。

二　航空機の航行の方法に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

三　遭難航空機の捜索及び救助に関すること（空港等及びその周辺における救助の実施を除く。）。

四　航空情報（電話による航空情報を除く。）に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

五　管制情報処理システムによる航空通信の実施に関すること（空港出張所の所掌に属するものを除く。）。

六　運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第一号及び第二号に規定する調査に対する援助に関すること。

七　電話による飛行場航空情報に関すること。

八　（略）

九　電話による航空路航空情報に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

（新設）

3　新千歳空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制運航情報官は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空機の運航の監督に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所並びに航空管制官の所掌に属するものを除く。）。

二　航空機の航行の方法に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

三　遭難航空機の捜索及び救助に関すること（空港等及びその周辺における救助の実施を除く。）。

四　航空情報（電話による航空情報を除く。）に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

五　運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第一号及び第二号に規定する調査に対する援助に関すること。

六　電話による飛行場航空情報に関すること。

七　電話による航空路航空情報に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

4　新千歳空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制運航情報官は、前二項に規定するもののほか、大阪空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

5　鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制運航情報官は、前三項に規定するもののほか、東京空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項及び第三項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

6～22　（略）

3　新千歳空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制運航情報官は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

4　東京空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制運航情報官は、前二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

5～21　（略）